

受託研究費算定要領

(平成 26 年 4 月 1 日改訂)→(平成 27 年 6 月 1 日改訂)

本算定要領中に規定される治験薬管理経費及び調査医薬品管理経費において、下記新旧対照表のとおり変更する。

<新旧対照表>

(平成 26 年 4 月 1 日改訂)→(第 5 版 平成 27 年 6 月 1 日改訂版)

変更点	現行 (平成 26 年 4 月 1 日改訂版)	変更後 (平成 27 年 6 月 1 日改訂版)
治験薬管理経費の一部変更	<p>1. 医薬品の臨床試験に係る経費算出基準 (1) 本部主導治験以外の病院が独自に契約する医薬品の臨床試験 (略)</p> <p>④治験薬管理経費 治験薬の保存、管理に要する経費。 ☆算出基準:ポイント数×1,000 円×症例数</p> <p>ポイント数の算出は、治験薬管理経費ポイント算出表(別表2)による。</p>	<p>1. 医薬品の臨床試験に係る経費算出基準 (1) 本部主導治験以外の病院が独自に契約する医薬品の臨床試験 (略)</p> <p>④治験薬管理経費 治験薬の保存、管理に要する経費。 ☆算出基準:ポイント数×1,000 円×症例数 <u>及び温度管理機器等の精度管理に関する費用の合算</u></p> <p>ポイント数の算出は、治験薬管理経費ポイント算出表(別表2)による。 <u>温度管理機器等の精度管理に関する費用は、下記による。</u> <u>当院の温度管理機器を使用した場合:20,000 円×年度</u> <u>治験依頼者から提供される指定の温度管理機器を使用した場合:</u> <u>機器数×40,000 円×年度</u></p>
調査医薬品管理経費の一部変更	<p>4. 製造販売後の調査に係る経費算出基準 (略)</p> <p>(2) 製造販売後臨床試験 1) 本部主導治験以外の病院が独自に契約する製造販売後臨床試験 (略)</p>	<p>4. 製造販売後の調査に係る経費算出基準 (略)</p> <p>(2) 製造販売後臨床試験 1) 本部主導治験以外の病院が独自に契約する製造販売後臨床試験 (略)</p>

	<p>⑤調査医薬品管理経費 調査医薬品の保存、管理に要する経費。 算出基準:ポイント数×0.8×1,000 円×症例数</p> <p>ポイント数の算出は、調査医薬品管理ポイント算出表(別紙6)によります。</p>	<p>⑤調査医薬品管理経費 調査医薬品の保存、管理に要する経費。 算出基準:ポイント数×0.8×1,000 円×症例数及び<u>温度管理機器等の精度管理に関する費用の合算</u></p> <p>ポイント数の算出は、調査医薬品管理ポイント算出表(別紙6)によります。</p> <p><u>温度管理機器等の精度管理に関する費用は、下記による。</u> <u>当院の温度管理機器を使用した場合:20,000 円×年度</u> <u>試験依頼者から提供される指定の温度管理機器を使用した場合:</u> <u>機器数×40,000 円×年度</u></p>
--	---	---